

消防救第157号
平成19年11月21日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁救急企画室長

患者等搬送事業者認定等に係る報告要領について

近年、救急需要が増大する一方で、救急業務に該当しない事案も少なくないため、福祉等と密接に関連する分野の搬送、入院及び通院等のための患者が指定した医療機関への搬送等、緊急性のない患者等の搬送においては、民間事業者による患者等搬送事業を有効に活用すべきであるとの認識が高まっています。

このような社会的ニーズの高まりに対応し、消防庁としても、従来、ストレッチャーを確実に固定できる構造であることとしていた患者等搬送自動車の要件を改め、「患者等搬送事業指定基準の一部改正について」（平成18年3月31日付け消防救第48号消防庁救急企画室長通知）により、新たに車椅子のみが固定できる自動車についても認定することとし、事業の幅を拡大するなど、患者等搬送事業の活用の促進を図ってきました。また、貴職におかれても、同事業の普及に御尽力いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して御指導いただいていたところ です。

これら患者等搬送事業の実態を的確に把握し、適正な事業者育成を図るため、患者等搬送事業者の認定に係る報告については、「患者等搬送事業者認定に係る報告について」（平成2年2月19日付け消防救第23号消防庁救急救助課長通知）をもって通知し、御協力をお願いしてきましたが、今般、同通知に定める報告様式及び報告時期を改め、下記のとおり報告要領を定めたので、変更を御了知いただくとともに、次回報告以降は、新しい様式による報告をお願いすることとします。

また、患者等搬送事業者の営業中に発生した重大な事故や特異な事案については、従来どおり、随時速報をお願いします。

記

1 報告内容

- (1) 認定事業所名・所在地・連絡先・管理責任者（役職・氏名）
- (2) 認定年月日
- (3) 認定番号
- (4) 適任証保有数（車椅子専用を含む）
- (5) 認定車両台数（車椅子専用を含む）

2 報告様式

[別記様式1](#)、[別記様式2](#)のとおりとします。

3 報告時期

新たに患者等搬送事業者を認定、更新又は取り消したものの、認定が失効したものの、若しくは認定事業者の全部又は一部を休止、若しくは廃止し、届け出たものについて、4月1日、10月1日を基準日として報告することとします。

また、既に認定済みのものについては、平成20年1月1日を基準日として、一括して報告をお願いします。

4 報告期限

(1) 既に認定済みの患者等搬送事業者の報告期限

平成20年1月21日(月)

(2) 半期ごとの集計の報告期限

4月、10月のそれぞれ20日まで

5 報告方法

電子メールによる。

電子メールアドレス：消防庁救急企画室担当者あて

問い合わせ先 消防庁救急企画室 担当：小板橋・佐藤(幸) TEL 03-5253-7529 mail:y4.satou@soumu.go.jp
